

お知らせ

高齢者インフルエンザ予防接種

- 実施期間 10月15日(水)～12月20日(土)
- 対象者 ①65歳以上の方
②60歳以上65歳未満の方で心臓や腎臓・呼吸器に重い障害をお持ちの場合、該当する方もいますので、医師にご相談ください。
- 自己負担 1,000円(1回のみ1,000円です)
※生活保護を受けている方は、事前に役場に印鑑をお持ちになり申請してください。無料で実施できます。
- 実施医療機関(医療機関に電話または窓口で予約してください)

矢吹町医療機関名	電話番号
会田病院	(42) 2121
おおほりクリニック	(41) 2311
きたむら整形外科	(42) 5533
小針医院	(42) 2366
すずきクリニック	(44) 3800
渡部医院	(44) 4111
松崎医院	(42) 2525
その他 白河市ほか西白河郡44医療機関	

※鏡石町、須賀川市、郡山市など県内の主要医療機関についての詳細は、役場、主治医にお問い合わせください。



- 持ちもの ①健康保険証、後期高齢者医療被保険者証
②身体障害者手帳(心臓・腎臓・呼吸器の重い障害で手帳をお持ちの方)

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎ (44) 2300

「矢吹町健康センター」指定管理者を募集

町では「矢吹町健康センター」の管理・運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

■指定管理者が行う業務

健康センターの維持管理、使用許可、利用料金の徴収の各業務。その他町長が必要と認める業務。

■指定管理期間(予定)

平成27年4月1日～平成30年3月31日

■申請の方法

①募集要項の配布 配布期間：10月6日(月)～17日(金) 配布場所：役場1階 保健福祉課

申請資格等については、募集要項をご覧ください。

※募集要項は、町ホームページからもダウンロードできます。

②募集説明会 開催日時：10月14日(火) 午前10時 開催場所：町文化センター 小ホール

③申請受付 受付期間：10月20日(月)～28日(火) 受付場所：役場1階 保健福祉課

候補者選定審査公開ヒアリング

この指定管理者を審査するための公開ヒアリングを次のとおり行います。10月28日(火)までに指定管理者指定申請書を提出された団体等について、矢吹町健康センター指定管理者選定委員会(町長から委嘱を受けた委員で構成)が審査、評価及び選定します。

この公開ヒアリングは自由に傍聴できますので、ぜひご来場ください。

開催日時：11月6日(木) 午後1時30分～ 開催場所：町文化センター 小ホール

※会場の都合上、傍聴者の数を先着20人とさせていただきます。

※傍聴者の方は、意見などの発言はできませんので予めご了承ください。

※公開ヒアリングの後、委員会が審査結果を町長に報告し、町民の皆さんへは後日町ホームページでお知らせします。

☎ 保健福祉課 福祉介護係 ☎ (44) 2300

水痘、高齢者肺炎球菌の予防接種が変わります

10月1日より、水痘と高齢者肺炎球菌の予防接種の一部が任意接種から法律に定められた定期接種に変わります。

【変更点】

	水痘(みずぼうそう)	高齢者肺炎球菌
予防接種	①1歳から5歳未満は任意接種から定期接種に変更 ②5歳から7歳未満は任意接種で変更なし	任意接種から定期接種に変更
受け方	①1歳から5歳未満は手続きなし ②5歳から7歳未満は、白河市、西白河郡以外で受ける場合のみ 事前に手続きが必要	白河市、西白河郡以外で受ける場合も手続きなし
接種回数	①1歳から3歳未満のお子さんは2回接種 ②3歳から7歳未満のお子さんは1回接種	1回接種(変更なし)
その他	3歳から7歳未満のお子さんが無料で出来る期間は、現時点では平成27年3月31日までの予定です。希望される方は、お早めにお受けください。	60歳から65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器に重い障害をお持ちの方は、対象になる場合もありますので、保健福祉課にお問い合わせください。

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎ (44) 2300

お知らせ

国民健康保険証更新

国民健康保険証の有効期限は9月30日のため、10月1日以降は使用できません。

新しい保険証を9月下旬に送付しました。古い保険証は役場や中央公民館で回収いたします。

★下記のような場合には14日以内に必ず届出が必要です。

こんなとき	届け出が必要な場合	持参するもの
国保に加入する	ほかの市町村から転入したとき	ほかの市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の保険をやめた証明書(被扶養者でなくなった証明書)
	子どもが生まれたとき	保険証
国保をやめる	ほかの市町村へ転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の保険証
	加入者が死亡したとき	保険証
その他	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯を分けたり一緒になったとき	保険証
	保険証を紛失したとき	印鑑・世帯主の委任状
	就学のため別住所を定めるとき	保険証・在学証明書
	退職者医療制度の該当になったとき	保険証・年金証書

<注意> 手続きには運転免許証等の身分を証明するものが必要です。

ジェネリック医薬品希望カードについて

今回お送りした保険証に、ジェネリック医薬品希望カードを同封しました。ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れたあとに製造販売される後発医薬品のことで、新薬に比べて低価格でありながら、新薬と同様の有効成分、効能・効果を持ちます。

ジェネリック医薬品を希望することを言い出しにくい場合は、保険証と一緒に希望カードを提示することで意思を伝えることができます。なお、治療内容によってはジェネリック医薬品が適さない場合もありますので、まずは医師に相談してください。

☎ 保健福祉課 国保年金係 ☎ (44) 2300